

はるにれ

しんえい西自治会広報紙

平成29年 2月 16日発行 第65号

配布部数 267部(各戸配布)

発行担当 総務部(瀬戸山興平)

電話:

昨年12月の「はるにれ」第64号で「今冬は異常な気候と感じる方が多いのでは・・・」と記しましたが、2月中旬の西日本地方の大雪は北海道のお株を取られたようでした。湿った雪で列車や車が立ち往生して大変だったようです。

さて、新しい年、平成29年を迎えまして早くもひと半月が経過しました。この間、1月21日(土)には、自治会新年交礼会を開催しました。また、近くでは2月5日(日)～6日(月)の2日間に亘って自治会内生活道路の排雪作業を行いました。

今回の第65号では、排雪作業についていろいろ情報をお知らせしまして、来年度に向けての会員皆様のご意見・ご参考としてお読み頂ければ・・・と存じます。

平成29年 自治会新年交礼会を開催

当自治会は、去る1月21日(土)11時30分から自治会館において、平成29年新年交礼会を開催しました。交礼会には、自治会員有志42名のほかご来賓として清田中央地区町内会連合会 会長 鈴木 亨様、及び札幌市議会議員 宮村 もと子様のお二人をお迎えし、新年をお祝いしました。

交礼会は、坪坂会長の新年の挨拶に続いて、鈴木町連会長、宮村議員の祝辞を頂戴し、しばしの懇親の後には、カラオケ、ビンゴゲームで盛り上がり、13時30分お開きとしました。

坪坂会長新年の挨拶 (全文)

皆さん、明けましておめでとうございます。1月も下旬になってからの交礼会になってしまいましたが、あらためて新年のお祝いを申し上げます。自治会の皆様には、ご家族お揃いでお健やかに新しい年、平成29年を迎えられたことと、心からお慶び申し上げます。

新しい年の初めに、このように自治会の皆さんが一堂に会してお祝い出来ますことは、大変嬉しいことと存じます。また、本日の交礼会に、大変お忙しい中ご来賓として清田中央地区町内会連合会の鈴木会長様と札幌市議会議員の宮村先生のご臨席を頂いております。大変有難うございます。

後ほど、ご挨拶を頂きたいと存じます。

さて、昨年を振り返って見ますと、日本ハムが日本一になったことや、コンサドーレがJ1に昇格したことなど嬉しいニュースの反面、台風など多くの自然災害もございました。また、今年の冬は、12月に50年振りの大雪があり、その後遺症がまだ続いている状況にあります。最近の自然災害は、これまでの経験則では測ることが出来ないような状況にあります。災害への対処は、「自分の身は自分で守る。」ことが基本ですが、地域でお互いに助け合うことも極めて重要であります。当自治会としまして、今年は地域の皆さんで助け合う「共助」の充実に向けて、防災委員会の活性化が必要であり、会員皆さんの一層の協力をお願いする次第です。また、防災の取組みと併せて事故や犯罪のない、子供達が伸び伸びと遊べる環境づくりに努めたいと存じます。

今年も、自治会則にのっとり、「会員相互の親睦」、「福祉の向上」、そして「住みよい環境作り」を実現したいと思っております。

最後になりましたが、当しんえい西自治会の益々の発展とご出席の皆様のご健勝、ご多幸を祈念申し上げ新年にあたっての挨拶といたします。有難うございました。

自治会生活道路の排雪を実施

皆様もご承知のとおり、去る2月5日(日)～6日(月)の2日間に亘って自治会生活道路の排雪作業を行いました。幸い、天候にも恵まれ作業への支障はありませんでしたが、昨年12月の大雪の影響は多少なりともありました。排雪作業の一部変更回覧(1月23日付)でもお知らせしましたとおり、今年は請負業者様(北流システム建設(株))の都合により、自走式バックホー(1台)がなく、清田～真栄通り歩道の厚雪氷盤の削除や凹凸の激しい路盤削り、歩道樹木周辺の雪のかき出し等々が出来ず、必ずしも皆様に満足を得られる作業でなかったことは、承知いたしております。加えて、バックホー1台分の値引き(9万円)はありましものの、少しでも満足に近い状態に持って行きたかったのが、自治会長としての本心です。

排雪作業の間、自治会の皆様には何かとご不便をおかけしましたが、ご協力を下さり有難うございました。雪国に暮らす人たちにとって、雪に関する問題は切実なものがあります。この問題は個人で解決できる面と、住民皆で協力して解決する面とあります。雪が溶けた後、来冬の雪問題を皆で協力して良い方向に持っていければと考えております。4月開催予定の定期総会でその方向を提案したいと思っております。

以下、排雪に関しまして、自治会で知り得ている情報をお知らせいたします。

なお、2日間にわたって次の方々に排雪作業の支援を頂きました。

- ・ 現場直接監視等支援者：瀬戸山総務部長、波多野交通安全対策部長、川村環境衛生副部長
- ・ 技術者接遇支援者：片石女性部長、荒川総務副部長

ご存知でしたか？ 生活道路の排雪には二つの制度があります。

札幌市では、生活道路の排雪方法として、次の二つの制度を設けております。

- ①「除雪パートナーシップ制度」 ②「市民助成トラック制度」 です。

この二つの制度には、それぞれ一長一短があります。その一長一短を承知のうえ、利用者(町内会等)が選択し、前年の12月からの申込受け付け期間中に清田区役所土木センターに申し込み、2月からの排雪作業となります。勿論、区役所に申し込む前に、近隣の町内会との地域調整会議を踏まえてからの申し込みとなります。

当自治会では、長年 ② 市民助成トラック制度 を利用してまいりました。

その① 除雪パートナーシップ制度とは……

制度の目的

町内・自治会、札幌市、受託業者がそれぞれの役割を分担しながら連携し、生活道路の運搬排雪を実施することにより、快適な冬季生活環境を創出することを目的とした制度です。

町内、自治会の役割分担

- 1 自治会の皆様の合意形成と申請手続きと作業費用の支払いをする。
 - 2 宅地内、屋根、駐車場等の雪を出さない。
 - 3 路上駐車禁止と作業の支障となる行為を行わない。
- ・ (札幌市、委託業者の役割省略)

対象路線及び排雪幅

- 1 対象路線 町内・自治会から申請のあった道路を対象
- 2 排雪幅 道路幅員に応じて次表のとおり実施

表-1

道路幅員(m)	4.00m以上8.00m未満	8.00m以上
排雪幅(m)	機械施工で実施 可能な排雪幅(最大幅6m程度)	※(8m道路の場合) 6.00m

- 3 その他の作業基準 路面の仕上げ残雪厚は、「10cm程度」で施工

費用の役割分担

- 1 道路幅10.00m未満の道路は、町内・自治会と市の双方が費用を受け持つため、地域支払い額が発生します。
- 2 道路幅10.00m以上の道路は、市が費用の全額を受け持つので地域支払い額は発生しません。
ただし、申請が道路幅10.00m以上の道路のみの場合は、町内・自治会と市の双方が費用を受け持つこととし、地域支払い額が発生します。

地域支払い額

実施団体(自治会)は、表一2の合計額(1Kmにつき)を受託業者に支払う。

排雪の対象

- 1 道路幅員のうち、表一1に示す排雪幅分の雪を対象としているので、道路上にたい積している雪を全て排雪する制度ではありません。また、個人や企業が処理すべき宅地内、屋根、駐車場などの雪は対象としておりません。

なお、これらの雪を道路上に運び出すことは、排雪作業の効率を著しく低下させるとともに、雪たい積場の不足やダンプカー台数の不足を招き、排雪作業に大きな影響を及ぼします。

- 2 当制度を維持していくためにもルールを守り、排雪の抑制にご協力下さい。

利用回数

- 1 「除雪パートナーシップ制度」の利用回数は、シーズンを通じて1回とします。
- 2 「トラック助成制度」との重複利用は認められません。

過去3カ年の地域支払い額 (円/Km)

表一2

	H26	H27	H28
	消費税8%	消費税8%	消費税8%
燃料費	66,700	50,600	46,800
人件費	161,000	165,400	179,100
機械経費	225,900	237,600	237,600
合計	453,600	453,600	463,500

その② 市民助成トラック制度について

利用にあたっての留意事項

町内・自治会等が、市民助成トラック制度を利用して排雪作業を実施する場合、作業中の事故等については、札幌市は責任を負いかねますので、十分ご注意下さい。

町内、自治会等は、次の事を行って下さい。

- 1 申請の手続き
- 2 町内会、積込み業者、雪運搬業者の3者で、事前調整を十分行って下さい。
- 3 豊平警察署から受領した道路使用許可証(写)を土木センターに提出
- 4 走行上、支障のない路面に仕上げして下さい。
- 5 施工状況写真(施工前、施工中、施工後)を土木センターに提出

その他

市民助成トラック制度の利用回数は、シーズンを通じて1回です。除雪パートナーシップ制度との重複利用は出来ません。

自治会の排雪に関するミニ情報

- ① 自治会の市民助成トラックに協力を頂いた受託業者・北流システム(株)様が来冬の作業を辞退

当自治会の毎冬の排雪作業を10数年に亘ってご協力を頂いておりました北流システム建設(株)(北広島市)が去る2月5日、6日の作業をもって、辞退されました。辞退は、当自治会のみでなく今まで清田第2町内会、清田東町町内会、清田北町町内会及び清田高台町内会の5町内会が連合して作業を発注してまいりましたが、受託会社の方針で「全て辞退します。」旨の連絡が2月8日、自治会長あてに入りました。

② 自治会内における個人排雪委託の状況

近年、個人で排雪を委託しておられるご家庭が多く見受けられます。自治会では、完全ではありませんが、参考までにその状況を一応把握させて頂いております。

個人排雪の委託は、それぞれのご家庭の状況で判断されていることと思いますが、ここでその状況をお知らせしたから、個人排雪を奨励していることではありませんので、ご承知下さい。あくまでも参考としてお知らせしております。

自治会内個人排雪委託状況

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平均
委託戸数	67	74	80	—	97	88		80.6
委託%	30.1	33.3	36	—	43.6	39.6		36.3
把握方法	1 各ご家庭に掲示してあります「委託業者さんの旗」を目視により確認させて頂きました。 2 1以外の方で、旗はなくても確実な情報による聞き取り情報も計上しました。 3 1及び2による方法でも漏れたご家庭もあり得ますので、信頼度は100%ではありません。 4 第11班～第14班 計44戸は、除かれます。よって、総戸数222戸とさせて頂きました。							

③ 自治会内排雪路の総キロ数は・・・

清田区土木センターに依頼し、自治会内排雪延長の概算算定を行った結果、道路幅10m未満の路線延長が約2.3Kmとなりました。道路幅10m以上は札幌市負担となりますので、2.3kmが除雪パートナーシップ制度の基礎となります。仮に、除雪パートナーシップ制度を今冬実施していた場合、当自治会では約1,070,000円の支払いとなります。

延長等については、正式申請後に再精査することですので、参考数字としてご理解下さい。なお、パートナーシップ制度の地域負担額については前年度Kmあたり単価で9,900円上昇しておりますが、東京オリンピックや震災復興に関わるインフラ整備需要の増加により建節コスト全体が上昇傾向にあり、今後も上昇する可能性があります。

一斉清掃・定期総会・懇親会の予定

- 自治会一斉清掃
4月16日(日)08:30～09:30
- ◎ 定期総会
4月16日(日)10:30～11:30
- ◎ 懇親会
4月16日(日)11:30～13:00

定期総会までの予定

- 3月16日(木) 28年度各部活動状況報告
 - 3月22日(水) 29年度新班長通知
 - 3月24日(金) 定期総会開催通知(各戸配布)
 - 4月 2日(日) 自治会役員会
 - 4月 9日(日) 自治会班長会議
- ※ 細部については、別途文書をもってお知らせします。

会員異動のお知らせ

- 【転出】 平成28年12月 森澤宏二様 真栄5条1丁目16-1-201 (第12班)
- 【転出】 平成29年 1月 菊池 廣様 真栄5条1丁目6-7 (第6B班)

編集
後記

昨年12月のドカ雪以来、連続した大雪がなく雪かき担当のお父さん、お母さんにとっては小康状態というところでしょうか。さて、第65号は排雪に関する情報を取り上げました。4月16日予定の自治会定期総会において、来冬の自治会の排雪についての議案上程を予定したいと存じます。会員皆様の建設的なご意見で排雪問題を解決し、住み良い冬季の生活環境を作りましょう。(瀬戸山興平)